

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉部医務課

法令名	医療法	法令番号	昭和 23 年法律第 205 号
手続名	医師、歯科医師以外の者を理事長とする認可	根拠条項	第 46 条の 6 第 1 項ただし書き
審査基準	<p>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について （昭和 61 年 6 月 26 日 健政発第 410 号 各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知）</p> <p>記</p> <p>第 1 医療法人制度に関する事項 5 医療法人の理事長</p> <p>(1) 法第 46 条の 6 第 1 項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。</p> <p>(2) 同項ただし書きの規定に基づく都道府県知事の認可は、理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとするような場合には、行われるものであること。</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書きの規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。 特定医療法人又は社会医療法人 地域医療支援病院を運営している医療法人 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を運営している医療法人</p> <p>(4) (3)に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。</p> <p>(5) (3)及び(4)の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。</p>		
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関
交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	90 日
		標準経由期間	13 日
		目次	17